

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が8%となり、令和元年10月1日からは10%に引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度桜川市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 535,125 千円
 (歳出) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 5,469,566 千円

(単位:千円)

項目	予算科目			特定財源			一般財源		
	款	項	目	令和3年度 決算額	国県 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	40,473	313		1,360	6,640	32,160
			老人福祉費	46,661	1,924		12,666	5,488	26,583
			障害者福祉費	1,045,966	765,187			48,048	232,731
			老人医療費	594,569	671		88,397	86,504	418,997
			医療福祉費	274,177	100,562		140	29,686	143,789
			人権啓発対策費	5,830	1,091			811	3,928
			福祉施設管理費	49,187				8,417	40,770
		老人福祉施設管理費	2,800			566	382	1,852	
		児童福祉費	児童福祉総務費	155,745	45,837			18,808	91,100
			児童措置費	1,287,086	967,179			54,744	265,163
			児童福祉施設費	148				25	123
			放課後児童対策費	54,944	20,312		24,331	1,763	8,538
			こども園費	21,690			20,680	173	837
		小計①				3,579,276	1,903,076	0	148,140
社会保険	民生費	社会福祉費	国民健康保険事業費	328,194	171,703			26,780	129,711
			介護保険事業費	696,748	40,110			112,367	544,271
小計②				1,024,942	211,813	0	0	139,147	673,982
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	489,070	7,364		177	82,401	399,128
			予防費	135,524	3,908			22,523	109,093
			環境衛生費	236,501	66,574		1,127	28,886	139,914
			公害対策費	4,253	288			679	3,286
小計③				865,348	78,134	0	1,304	134,489	651,421
合計①+②+③				5,469,566	2,193,023	0	149,444	535,125	2,591,974